

平成 27 年第 1 回 安芸太田町総合教育会議 会議録

招 集 年 月 日	平成 27 年 6 月 4 日 (木)	
招 集 場 所	川・森・文化・交流センター 3 階 大会議室	
開 閉 会 日 時	開 会	平成 27 年 6 月 4 日 (木) 午後 1 時 00 分
	閉 会	平成 27 年 6 月 4 日 (水) 午後 1 時 48 分
出 席 ・ 欠 席 者	出席者	小坂真治・二見吉康・清胤祐子・河野義文・正山幸夫・池野博文
	欠席者	なし
職務により会議に出席した者	総務課長	小島俊二
	教育次長	國本育宏
	生涯学習課長	佐々木昭三
	学校教育課長	片山豊和
	主幹	沖本直樹
会議に付した事件及び採決結果	安芸太田町総合教育会議設置及び運営規則(可決)	
報告協議事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安芸太田町総合教育会議の規則及び運営について</li> <li>・安芸太田町教育振興施策の大綱について</li> </ul>	

## 【 議 事 録 】

(午後 1 時 00 分開会)

総務課長)

第 1 回安芸太田町教育総合会議を開催させていただきます。まだ会議規則は決まっておりますが、地方教育行政の組織と運営に関する法律によってこの会は町長が招集すると定められておりますので、町長で進行をお願いします。

町長)

第 1 回の安芸太田町総合教育会議を開催させていただきます。

私自身もこの総合教育会議がどのようなルールで、どのようなことをめざして行われるのか十分に把握しているとはいえないところもありますが、初めての会議ということでそういうことを確認しながらこの会議の規約等を定めていく取組をしていきたいと思っております。

また、お集まりいただきました教育委員の皆様には平素から本町の学校教育、社会教育のみならず、町づくり人づくりに対して多大なご支援をいただいていることにお礼を申し上げます。

昨日、加計小学校工事にかかわって施工されます建設会社の方で安全祈願祭を執り行いました。旧校舎の半分を解体しまして残ったところへ 1 学年から 6 学年までの児童が狭い状況の中ですが学習を進めております。工事中相当な音がしたり振動がしたりする中で子供たちはこの 1 年を過ごすこととなりますが、できたあかつきのすばらしさ、工事の過程等一緒に共有できたらと校長とも話したところでした。

他の学校につきましては、6 月定例議会におきまして筒賀地域の小・中学校の改修工事の議案を提出させていただき、また本日加計中学校の体育館の改修工事の入札が整いましたので今後は契約議決等をお願いしてまいります。一方戸河内、上殿地域では今回我々の提案しており第 3 次の計画についていろいろとご意見があり、我々の説明をなかなか聞いてもらえないというところがございますが粘り強くやっていかななくてはならないと思っております。少し長くなりましたが現状のことと本会議の方向性についてお願いいたしまして開会のあいさつといたします。

総務課長)

本会議は町長が議長ということでございますので、町長のほうで引き続き進めていただければと思います。よろしくをお願いします。

町長)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が今年 4 月に施行されております。本日お集まりいただきました教育長、教育委員の皆様には先ほど申しましたような目的で第 1 回の会議を行いますのでどうかよろしくをお願いいたします。総合教育会議の位置づけといいますか法律の趣旨等を含めて事務局から説明をお願いします。

総務課長)

実質は教育委員会で案を作っておりますので教育委員会事務局から説明をお願いします。

学校教育課長)

資料 3 をご覧いただければと思います。

教育委員会制度の改革について、まず趣旨でございますが、教育における政治的中立性、継

続性・安定性を確保する。教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、町長との連携強化、そういったものを趣旨としております。4月に施行された法律の改正に伴う制度の確立というものでございます。制度概要としましては教育行政の責任を明確化するため、教育長と教育委員長を一本化します。町長は議会同意を得て教育長を任命・罷免するものでございます。教育長は教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表します。任期は教育長3年、教育委員4年とするものです。昨年度までの状況、改正後の状況を図示しておりますのでご参照いただければと思います。

Q&Aというところがございます。要点を申し上げますと新制度ではいじめによる自殺事案等にどのように対応することになるのですかとあります。この法律改正の背景にもありますように大津市のいじめ自殺といった時勢の背景があります。そういったものに迅速に対応するために町長部局との権限を定め、連携をとる中で速やかに判断をすべきというものです。いじめの重大事案が生じた場合、一義的な責任者である教育長が迅速に対応することになります。また教育委員への情報提供と会議招集が可能になります。町長の判断により総合教育会議を開いて講ずべき措置について教育委員会と協議・調整を行うことという改正になります。

また、教育に係る大綱ということにつきましては、今回の資料としてもつけておりますが、教育にかかる大綱は基本的には町長が策定するとあります。その際におきましては総合教育会議で皆様方の意見を聞きながら策定するものとしております。概ね4～5年の期間を目途として大綱を定めるというものでございます。

大綱では予算、条例提案等の権限についても定めることがあります。また、これにかかわらない事項についても協議をして判断すると定められています。

2枚目は改正前、改正後の状況ということについて記載しています。ポイントとしていくつかありますが、重複する部分もありますので端折らせていただきまして、以上で概要について説明を終わります。

町長)

事務局から概略の説明をいただきましたが、ご質問等ございましたらお願いします。

河野委員)

4月1日に施行ということで、まだ先になる市町もあるように聞いておりますが、安芸太田町ではこれから進んでいくということについて大変喜ばしく思っています。

この運営規則というものは国・県からの指針のように公的なものがあるのですか。

学校教育課長)

規則・大綱についてのアウトラインというものが明確に示されたものではありません。任期についてお話いたしました、資料にもありますように固定項目については指示があるところがございます。

資料3の最後に参考資料としてつけておりますが、広島県においても総合教育会議が本日同時刻に開催されることとなっております。町教育長会議でも資料等参考にできるものがあればという意見がありましたが、現在のところ県内他市町において公開されているものはありません。他県で先行的に実施し公開されているものは参考にさせていただいています。

町長)

事務局が説明しましたことについてはそのつど確認・質問させていただくこととしまして、案として示しておりますこの会の運営規則についてご協議いただき設立についてご承諾いただければと思います。

学校教育課長)

初回ですので資料1 設置及び運営規則(案)を読み上げさせていただきます。  
(案を読み上げる)

町長)

今お示ししました運営規則につきましては具体的な準則があるものではなく、先行的な他の事例を参考にしたものです。

冒頭に説明しました法律改正の趣旨を反映して我々が取り組む内容についての規則の提案でございます。ご審議いただきたいと思います。

河野委員)

これは定例的に行われるものですか。これまでは教育委員会会議というのがありましたが、これとのかかわり、優先性や役割はどのように考えたらよいですか。

学校教育課長)

県の現段階の方向性としましては県の総合教育会議は年2～3回であろうといわれています。しかしながら緊急事態になればそのつど開催が必要となってまいります。

今回は大綱の策定というものが大きな目標としてあります。1回の会議ではなかなか策定まで至らないということもありますので、日程については後半のところで協議をさせていただきます。この大綱については速やかに策定するというようになっておりますので、それまでは頻度の高い会議を開催させていただき、その大綱が定まった後は大きく教育動向が変わる事項が生じた場合に町長が招集の必要があるご判断されたときに開催されるものと思っております。

総務課長)

補足しますと地方行政の組織及び運営に関する法律の中で具体的に書いてあることはこの会議は町長が招集するものということです。内容的には総合教育会議の協議の中でいろいろなことを決定していくと示されていますので、今後の運営についてはこの場での協議によって進めていきたいと考えています。

教育委員会会議との違いですが、教育長は教育委員会を総括することなので、どちらが上ということではなく、本来の趣旨にあるように、当面、町としましてはこの総合教育会議は町長との連携強化というように考えています。

教育長)

私も国の会議で改正前の審議に参加してきましたのですが、特に多くの小さい町では教育委員会と町長の協議は日常的に行っているため改めて持つ必要はないという主張が多くありました。これまでも教育委員会に対して町長から依頼事項があったりして協議会を持ちましたけれども、それが制度的になったということであって、あくまでも町長の願いとそれを教育委員会の中で権限に応じてどこまで対応できるかということで、重なるものでもないし、それぞれ独自性をもって考えていくことができるものだと思います。このようにして制度化され、町長との共通した協議の場が設けられたことは大変よいことだと思っております。

河野委員)

今まで例えばいじめがあったときにどこが責任を持つのかといった面もありましたが、町長部局と連携がしっかり取れるということはよいことだと思っております。できるだけ連携を持ち協議しながら進めて欲しいと思います。

総務課長)

事務局は総務課となっているのですが、小さい町であり教育関係の担当を設けることができないので教育委員会と協議しながら進めていきますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

正山委員)

議事録の署名は町長並びに教育長ということになっているようですが、教育委員会会議は教育委員全員で署名をしています。そのあたりはどうなのでしょう。

教育長)

他市町の教育委員会会議の状況においても本町のように全員が署名するところもありますし、輪番で複数名の方を指名してという方法もあります。

今回の場合には町長が招集される会ですので、教育委員会の代表として私が署名をするという形をとっていきたくと思ひます。

河野委員)

公開、非公開について第三者から情報公開の請求があった場合というのは、この会で協議するのは会の直前になるのでしょうか、済んだ後でしょうか。

学校教育課長)

想定しているのはマスコミへの対応についてです。マスコミ関係に情報提供をする必要がある場合にどうするかということです。いじめ等の事案の場合に意見聴取のために関係者を呼ぶといったときに未成年の扱い等があると思ひます。そのときに情報をどこまで開示できるかという問題があります。取材に来られることに対してどういった対応ができるか、事後に議事録を開示して欲しいということがあったときに、新聞社の記者に対してその部分をどこまで出せるのかを考えて記載しているものです。したがって事後もあれば事前もあるものとして考えています。

河野委員)

この会の中で非公開でということに委員が賛同されれば非公開となります。審議をして会議の前に非公開にするかどうかを決めるということであれば事後ということはないと思ひます。それでも内容によっては公開しなければいけない場合もあるのでしょうか。

総務課長)

最終的にもし第三者から請求ということになった場合、情報公開条例というものがあり、教育委員会も実施機関となっているので、請求があった場合、町として審査をして出すか出さないかを決定することになります。ここで非公開としても町として出すことはありえるということです。

町長)

秘密会であればマスコミに対しても秘密会でなければなりません。他にはございませんでしょうか。ないようですので、この規則についてご賛同いただければ挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員でございます。この運営規則に従いまして我々のこの取組を進めてまいりたいと思ひます。

次に大綱の策定について事務局より説明をお願いします。

学校教育課長)

大綱については資料2、対比してみていただくために長期総合計画の抜粋版をお配りしております。長期総合計画は200ページ以上ありますが、その中から教育に関する部分を抜粋させていただいております。まず資料30ページをお開きください。

まちづくりの基本方向という項目の中に全部で7項目大きなものがあります。そのうち2番目の「子育て・次世代育成・教育」でございますが、イメージとしましては「出産から成人までのライフステージをつなげるまち」というように掲げています。具体的な施策・考え方・アンケートに関することは以下に書いてあるとおりです。

今後10年間に取り組むべき課題として、重要施策の課題としまして教育環境整備、支えあう子育て支援の仕組みづくり等というところで挙げられているところです。

57ページ以降、具体的な主な取組の表がありますが、5年後の平成31年度までの目標値を設定しましていろいろな教育施策を進行していくものとしています。

資料2に戻っていただきましてテーマ別施策についてということで、子育てから始まる教育環境・就学支援、学校教育、社会教育についてそれぞれ充実する必要があると述べています。

子育て支援の具体的な取組として8項目あります。

(具体的な取組を読み上げる)

子育て・次世代育成として10項目挙げています。

(具体的な取組を読み上げる)

生涯学習の推進について9項目を挙げております。

(具体的な取組を読み上げる)

最後に掲げております特色のあるこういった大綱を定めるに当たっては町の教育指針をキヤッチコピーとして挙げたほうがよいのではないかとということで事務局案です。

(8項目を読み上げる)

以上大綱の概略を説明させていただきました。

総務課長)

補足しますとこの長期総合計画は平成25年度から2年間審議会で審議し、今年3月に正式に策定したものです。以前はこの長期総合計画は法律で定められ議会で議決を得なければならなかったものですが今は任意となっています。町としては目標が必要だということで策定しました。期間は10年間ということで、教育分野の施策もたくさん入っております。大綱策定に向けてこれを参考にし、まず教育委員にも見ていただいて、今後どうようにしていくかを町長部局とも協議しながら大綱を策定していただければと思います。

町長)

事務局からの説明・補足がございましたように合併して10年が経過しました。次の10年に向けての第二次長期総合計画でございます。これが町政を進める上での幹になるもので、この幹をベースに大綱をご検討いただきたいと思っております。

委員の皆さんのご発言によりまして幹をより大きくするということが必要だと思っておりますし、教育委員会で策定してられます「もみじプラン」につきましても長期総合計画の中で取組をしていただいているところがございますが、大綱との連動性も考慮する必要があると思っております。そういうことを前提に、大綱は安芸太田町の新しい教育の指針になるものと思っております。忌憚のないところでご意見をいただきご審議いただければと思います。

今日だけでこのものをご判断いただくというスケジュールは考えておりません。長期総合計画を含めてこの部分は何を意味していることなのだろうかということ、次回にご意見をいただきながら、大綱を定めていこうと思っております。また次回に決定というスケジュールも持って

おりませんので、決定はそれ以降になるということもあります。毎月の教育委員会会議の前か後にお時間をいただき、協議を進めていければと考えております。

河野委員)

次世代育成や生涯学習につながると思うのですが、観光協会を含めて観光資源を生かして修学旅行を誘致され、太田川でのラフティング、民家での農作業体験をされています。大変よいことだと思うのですが、私が気になっていることはまず地元の安芸太田町の子供がその体験をしていないということです。ラフティングも楽しい活動だと思いますが、地域の子供にまず積極的に体験をさせて安芸太田町は素晴らしいところだと知ってもらって、それから他の市町から来た人へPRをしていく。ぜひそこまでやっていただかないとみんながこぞって資源の開発ということにつながるのではないかと思います。教育委員会でも生涯学習課に力を発揮してもらえないかと思います。要望であり意見です。

清胤委員)

生涯学習の推進というところで具体的な取組の中に神楽等の保存、文化財の保存とあるのですが、日常生活・日常風景の保存、例えば美しい田園の風景や山里の風景の保存も大切だと思います。休耕田の活用ということで穴という地域では、まちづくり委員会が菜の花の種を蒔いています。荒地であったところに菜の花が咲いて花畑になりました。まずは住んでいる町民の方を楽しませましたし、花が美しいと蝶が来てよい香りがして観光客の方もおいでくださいました、修学旅行生の受け入れにおいても日常生活・日常風景をきれいにしていかなければいけないと思います。休耕田の活用、菜の花畑やひまわり畑などの具体的な取組を考えていただければと思います。

池野委員)

子育て支援の関係ですが、特にこの近年町内の出生数が27人ぐらまで下がったことがあります。30人半ばまで回復しているところですが、病後児保育の実施というのがありましたが、これはかなりハードルが高いのではないかと思います。町全体で考えると人数的なことから継続的に事業量を確保するのが難しい。一月に何日間しかない中で、厳しいとは思いますが、切実な問題だけに実現の可能性を探ってもらいたいと思います。

総務課長)

目標には挙げているのですが人数が少なく、広島市が病児・病後児保育事業を立ち上げて、少し離れているのでどうなのかとも思いますが、広島市との連携も考えているところです。

河野委員)

出産・子育て支援に関して、私の家庭は今、娘夫婦が帰ってきて同居しています。孫が6ヶ月なのですが、不安に思っているのが、医療の問題、これからの保育の問題です。若い人が住みにくい状況になっているということを今まであまり感じなかったのですが、ここをしっかりと充実させていく必要があると思います。できるだけ多くの工夫をして、若い人が帰ってくることでできる環境を作ることが大切だと思います。孫を持つ立場として大変不安で心配なところです。

総務課長)

長期総合計画を基に作っているところがございますので、今後の総合教育会議の中で、担当課を説明に来させていただいたらと思います。これまでは事務局を通してお伝えさせていただいておりましたが、今まで以上に教育委員と町長でコミュニケーションを図っていただき、直

接に意見交換ということができますので、長期総合計画についてももう少し研究していただいで参考にしていただければと思います。

河野委員)

次世代育成行動計画等いろいろな施策があってしっかり連携をとってより多くの人に理解してもらえればよいと思います。

町長)

1回、2回、一朝一夕に大綱が定まるものではないと思っています。ご意見をいただきながら既存の計画と整合性を図りながら策定していきたいと思っています。

では今日はこういうように活字にしたものをお示しさせていただいたということでご了解いただきたいと思っています。

大綱は安芸太田町の学校教育、社会教育の指針になるものでございますので、時間をかけてまとめ上げたいと考えております。次回の開催でございますが、この大綱が定まるまでは、教育委員会会議の開催にあわせてこの総合教育会議も開催をしてみたいと思います。

また、総務課長からもありましたが関連している既存の施策について説明をさせていただくことも必要かと思えます。ご質問について事務局のほうへ届けていただければ、次の会に準備をしてみますのでよろしくをお願いします。

総務課長)

平成27年度第1回の総合教育会議を終了させていただきたいと思っています。

(午後1時48分閉会)